地 基 北 第 ５ ４ 号
令 和 ７ 年 ７ 月 １ ８ 日

各 地 方 公 共 団 体 の 長
様
各地方独立行政法人理事長

地方公務員災害補償基金北海道支部
支部長　鈴　木　　直　道
（公　印　省　略）

令和６年度確定負担金報告書の提出並びに不足額の納付について

このことについて、地方公務員災害補償法施行規則第４６条及び地方公務員災害補償基金業務規程第５１条の規定に基づき、別紙「確定負担金報告書及び附表作成要領」を参考に次の書類を作成の上、提出してください。

また、負担金に不足額が生じた場合には、その不足額を納付してください。

記

１　提出書類

（１）　令和６年度確定負担金報告書（別紙様式第１３号）
（２）　職員区分別給与費総額等集計表
（３）　附表１「会計別給与費決算額に関する調」
（４）　附表２「常勤職員に準ずる非常勤職員に関する調」（常勤的非常勤職員がいる場合のみ）
（５）　附表３「再任用短時間勤務職員に関する調」（該当する場合のみ）
（６）　附表４「基金の補償対象外の会計年度任用職員等への支給額に関する調」
（７）　**令和６年度歳出決算事項別明細書の写し**

※歳出決算に係る附属調書の報酬・給与・職員手当・子ども手当及び児童手当・賃金等人件費決算額の数値について、当該決算書で個々に確認できない場合には、**必ず算出内訳など個々の数値が確認できる書類を添付するとともに、関係部分をマーカーで明示し、必要に応じ合計金額等を記入して下さい。**

提出期限：**令和７年８月２２日（金）**

２　負担金過不足額について

（１）　令和６年度確定負担金を算定した結果、納付済みの令和６年度概算負担金に過納額が生じた場合は、報告書の「還付希望」または「次年度分への充当希望」のうちいずれかを選択してください。なお、「還付希望」の場合は振込先等を明記して下さい。

（２）　令和６年度確定負担金を算定した結果、昨年納付済みの令和６年度概算負担金（令和６年４月納付）から１００円以上の不足額が生じた場合は、不足額を下記の口座に納付してください。

なお、不足額が１００円未満の団体は納付を要しませんが、その場合においても不足額を報告書に記載し、提出してください。

納付期限：**令和７年１０月１日（水）から、１０月８日(水)**
※入金は１０月１日（水）以降としてください
納付先　北洋銀行　道庁支店　　（普）０１０９１１５
チホウコウムインサイカ゛イホショウキキンホッカイト゛ウシフ゛
地方公務員災害補償基金北海道支部

３　地方公営企業会計に係る賞与の引当金について（注意）

負担金算定に係る「給与総額」とは、「実支給額」を指します。

よって、地方公営企業会計を導入し、賞与の引当金を計上している場合における令和６年度の賞与の額は、令和６年度決算書の賞与の総額（令和６年度に計上した令和７年度に支給する賞与引当金を含まない額）に令和５年度決算書の賞与引当金を加えた額となります。

４　留意事項

（１）　**納付にあたっては各自治体において必ず、一口にまとめて合計額でお振り込み願います。**

※負担金については、各地方公共団体等の組織別又は会計別等に分割して納付することなく、各地方公共団体等に係る分を一括して納付することが原則とされております。(地方公務員災害補償基金経理事務処理要領　支部事項　第１収入　２負担金（１）参照)

（２）　附表は各一部ずつ送付しますので、必要部数を複写して作成のうえ、提出書類については控えを必ず保管してください。

（３）　確定負担金報告書（別紙様式第１３号）は、毎年度、各区分の負担金割合が異なっておりますので必ず送付した令和６年度報告書様式又は、地方公務員災害補償基金北海道支部のホームページ内の令和６年度確定負担金報告書（別紙様式第１３号）Excel 版にて報告をしてください。

提出・連絡先
〒０６０－８５８８
札幌市中央区北３条西６丁目
（北海道庁総務部人事課内）
地方公務員災害補償基金北海道支部
電話　011-231-4111 内線（22-186）
担当　中谷